

矯正管区長
少年院長

在院者の死亡手当金等に関する訓令を次のように定める。

平成27年5月27日

法務大臣 上川陽子
(公印省略)

在院者の死亡手当金等に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、少年院法（平成26年法律第58号。以下「法」という。）

第42条の規定による死亡手当金、障害手当金及び特別手当金の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(死亡手当金及び障害手当金の額の算出の基準)

第3条 法第42条第1項又は第2項の規定により死亡手当金及び障害手当金を支給する場合の額は、この条に定めるところにより算出する金額を基準とする。

2 死亡手当金及び障害手当金の額の算出の基礎となる額（以下この条において「支給基礎日額」という。）は、4,250円とする。

3 死亡手当金の額は、支給基礎日額に1,060を乗じて得た金額とする。

4 障害手当金の額は、別表に定める障害の等級に応じ、支給基礎日額に同表に定める倍数を乗じて得た金額とする。

5 別表に定める程度の障害が2以上ある場合の障害の等級は、重い障害に応ずる等級による。

6 次に掲げる場合の等級は、次の各号のうち最も有利なものによる。

(1) 第13級以上に該当する障害が2以上ある場合には、前項の規定による等級の1級上位の等級

(2) 第8級以上に該当する障害が2以上ある場合には、前項の規定による等級の2級上位の等級

(3) 第5級以上に該当する障害が2以上ある場合には、前項の規定による等級の3級上位の等級

7 前項第1号の規定による障害手当金の額は、それぞれの障害に応ずる等級による障害手当金の額を合算した額を超えてはならない。

8 別表に定める各等級の障害に該当しない障害であって、同表に定める各等

級の障害に相当するものは、同表に定める当該等級の障害とする。

- 9 既に障害のある在院者が、法による支給の原因となる負傷又は疾病によって同一部位について障害の程度を加重した場合において行う障害手当金の額の算出については、その者の加重後の障害の等級に応ずる障害手当金の額から、加重前の障害の等級に応ずる障害手当金の額を差し引くものとする。

(特別手当金の額等)

第4条 法第42条第3項の規定により特別手当金を支給する場合の額は、在院者が治った場合において身体に残ると予想される障害を身体に残った障害とみなし、前条第2項及び第4項から第9項までの規定に準じて算出した金額とする。

(損害賠償との調整)

第5条 法第43条第1項に規定する場合において、死亡手当金、障害手当金又は特別手当金の支給を受けるべき者が、同一の事由につき国家賠償法(昭和22年法律第125号)、民法(明治29年法律第89号)その他の法律による損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、死亡手当金、障害手当金又は特別手当金を支給しないものとする。

(障害手当金及び特別手当金の不支給等)

第6条 障害手当金及び特別手当金は、在院者が故意又は重大な過失によって負傷し、又は疾病にかかった場合は、その全部又は一部を支給しないことができる。

(死亡手当金の支給の報告)

第7条 少年院の長は、死亡手当金を支給するに当たっては、当該少年院の所在地を管轄する矯正管区の長に対して、別記様式第1号の死亡手当金支給報告書により報告するものとする。

(障害手当金及び特別手当金の支給額の認可)

第8条 少年院の長は、障害手当金及び特別手当金の支給額を決定するに当たっては、当該少年院の所在地を管轄する矯正管区の長に対して、別記様式第2号の障害手当金(特別手当金)支給額認可申請書をもって認可を申請するものとする。

- 2 前項の申請に当たっては、障害手当金については、負傷又は疾病の症状が固定したこと及び症状が固定した日並びにその症状が固定したときにおける障害の部位及び状態に関する医師又は歯科医師の診断書を、特別手当金については、症状が固定すると見込まれる日並びにその症状が固定したときに残ると予想される障害の部位及び状態に関する医師又は歯科医師の診断書を添えて提出するものとする。

- 3 第1項の申請に当たって、第6条の規定により障害手当金又は特別手当金の全部又は一部を支給しないときは、故意又は重大な過失があったことを疎明する書面を添えて提出するものとする。

附 則

- 1 この訓令は、法の施行の日（平成27年6月1日）から施行する。
- 2 この訓令の施行の日前に支給事由が生じた少年院法及び少年鑑別所法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第60号）第1条の規定による廃止前の少年院法（昭和23年法律第169号）第8条の2第1項の規定による死亡手当金及び障害手当金（出院の時になお治っていない場合において、身体に障害が残ることが明らかなきに支給されるものを除く。）の支給については、なお従前の例による。

附 則〔平成29年3月28日法務省矯少訓第1号〕

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成29年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この訓令の施行日前に支給事由が生じた少年院法（平成26年法律第58号）第42条第1項又は第2項の規定による死亡手当金及び障害手当金の支給については、なお従前の例による。

附 則〔平成30年3月29日法務省矯少訓第2号〕

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この訓令の施行日前に支給事由が生じた少年院法（平成26年法律第58号）第42条第1項又は第2項の規定による死亡手当金及び障害手当金の支給については、なお従前の例による。

附 則〔令和元年5月13日法務省矯少訓第1号〕

（施行期日）

第1条 この訓令は、本日から施行し、この訓令による改正後の在院者の死亡手当金等に関する訓令第3条第2項及び次条の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（経過措置）

第2条 平成31年3月31日以前に支給事由が生じた少年院法（平成26年法律第58号）第42条第1項又は第2項の規定による死亡手当金又は障害手当金の支給については、別表1の左欄に掲げる期間のうち支給事由が生じた日が属する期間に対応する右欄に掲げる額をその算出の基礎となる額（次条において「支給基礎日額」という。）とみなすものとする。

（差額給付）

第3条 別表2の左欄に掲げる期間において支給事由が生じたことにより、少年院法第42条第1項又は第2項の規定による死亡手当金又は障害手当金の支給を受けた者（同期間において支給事由が生じたことにより、少年院法及び少年鑑別所法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第60号）第1条の規定による廃止前の少年院法（昭和23年法律第169号）第8条の2第1項の規定に基づく手当金の支給を受けた者を含む。）に対して

は、同表の該当する期間に対応する中欄に掲げる額を支給基礎日額とみなして算出した額と支給済みの額の差額に同表の該当する期間に対応する右欄に掲げる率を乗じた額を支給するものとする。

- 2 少年院法第42条第3項の規定による特別手当金の支給を受けた者に対しては、前項の規定に準じて算出した額を支給するものとする。

別表1（附則第2条関係）

平成27年6月1日から平成29年3月31日 日まで	3,940円
平成29年4月1日から平成30年3月31日 日まで	3,920円
平成30年4月1日から平成31年3月31日 日まで	3,930円

別表2（附則第3条関係）

平成20年4月1日から平成21年3月31日 日まで	4,100円	1.08
平成21年4月1日から平成22年3月31日 日まで	4,080円	1.06
平成22年4月1日から平成23年3月31日 日まで	4,060円	1.05
平成23年4月1日から平成24年3月31日 日まで	3,970円	1.04
平成24年4月1日から平成25年3月31日 日まで	3,980円	1.03
平成25年4月1日から平成26年3月31日 日まで	3,970円	1.02
平成26年4月1日から平成29年3月31日 日まで	3,940円	1.01
平成29年4月1日から平成30年3月31日 日まで	3,920円	1.01
平成30年4月1日から平成31年3月31日 日まで	3,930円	1.01

附 則〔令和2年3月30日法務省矯少訓第5号〕

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行日前に支給事由が生じた少年院法（平成26年法律第58号）第42条第1項又は第2項の規定による死亡手当金及び障害手当金の支給については、なお従前の例による。

附 則〔令和4年3月25日法務省矯少訓第1号〕

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行日前に支給事由が生じた少年院法（平成26年法律第58号）第42条第1項の規定による死亡手当金及び同条第2項の規定による障害手当金の支給については、なお従前の例による。

附 則〔令和5年3月29日法務省矯少訓第1号〕

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の日前に支給事由が生じた少年院法（平成26年法律第58号）第42条第1項の規定による死亡手当金及び同条第2項の規定による障害手当金の支給については、なお従前の例による。

附 則〔令和6年3月29日法務省矯少訓第3号〕

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の日前に支給事由が生じた少年院法（平成26年法律第58号）第42条第1項の規定による死亡手当金又は同条第2項の規定による障害手当金の支給については、なお従前の例による。

附 則〔令和7年4月1日法務省矯少訓第5号〕

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の日前に支給事由が生じた少年院法（平成26年法律第58号）第42条第1項の規定による死亡手当金又は同条第2項の規定による障害手当金の支給については、なお従前の例による。

附 則〔令和8年4月8日法務省矯少訓第3号〕

(施行期日)

- 1 この訓令は、本日から施行し、この訓令による改正後の在院者の死亡手当金等に関する訓令第3条第2項及び次項の規定は、令和8年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和8年3月31日以前に支給事由が生じた少年院法（平成26年法律第58号）第42条第1項の規定による死亡手当金又は同条第2項の規定による障害手当金の支給については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

等級	倍数	障害の程度
第1級	1, 340	<ol style="list-style-type: none"> 1 両眼が失明したもの 2 咀嚼及び言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 6 両上肢の用を全廃したもの 7 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 8 両下肢の用を全廃したもの
第2級	1, 190	<ol style="list-style-type: none"> 1 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの 2 両眼の視力が0.02以下になったもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 5 両上肢を手関節以上で失ったもの 6 両下肢を足関節以上で失ったもの
第3級	1, 050	<ol style="list-style-type: none"> 1 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの 2 咀嚼又は言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 5 両手の手指の全部を失ったもの
第4級	920	<ol style="list-style-type: none"> 1 両眼の視力が0.06以下になったもの 2 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力を全く失ったもの 4 1上肢をひじ関節以上で失ったもの 5 1下肢をひざ関節以上で失ったもの 6 両手の手指の全部の用を廃したもの 7 両足をリスフラン関節以上で失ったもの
第5級	790	<ol style="list-style-type: none"> 1 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの 2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 4 1上肢を手関節以上で失ったもの 5 1下肢を足関節以上で失ったもの 6 1上肢の用を全廃したもの 7 1下肢の用を全廃したもの

		8 両足の足指の全部を失ったもの
第6級	670	1 両眼の視力が0.1以下になったもの 2 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 4 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 5 脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの 6 1上肢の三大関節中の2関節の用を廃したもの 7 1下肢の三大関節中の2関節の用を廃したもの 8 1手の5の手指又は母指を含み4の手指を失ったもの
第7級	560	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの 2 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 3 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 4 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 6 1手の母指を含み3の手指を失ったもの又は母指以外の4の手指を失ったもの 7 1手の5の手指又は母指を含み4の手指の用を廃したものの 8 1足をリスフラン関節以上で失ったもの 9 1上肢に偽関節を残し、著しい障害を残すもの 10 1下肢に偽関節を残し、著しい障害を残すもの 11 両足の足指の全部の用を廃したもの 12 外貌に著しい醜状を残すもの 13 両側の睾丸を失ったもの
第8級	450	1 1眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下になったもの 2 脊柱に運動障害を残すもの 3 1手の母指を含み2の手指を失ったもの又は母指以外の3の手指を失ったもの 4 1手の母指を含み3の手指の用を廃したものの又は母指以外の4の手指の用を廃したもの 5 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの 6 1上肢の三大関節中の1関節の用を廃したもの 7 1下肢の三大関節中の1関節の用を廃したもの 8 1上肢に偽関節を残すもの 9 1下肢に偽関節を残すもの 10 1足の足指の全部を失ったもの

第9級	350	<ol style="list-style-type: none"> 1 両眼の視力が0.6以下になったもの 2 1眼の視力が0.06以下になったもの 3 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 6 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの 7 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 8 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 9 1耳の聴力を全く失ったもの 10 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 11 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 12 1手の母指又は母指以外の2の手指を失ったもの 13 1手の母指を含み2の手指の用を廃したもの又は母指以外の3の手指の用を廃したもの 14 1足の第一の足指を含み2以上の足指を失ったもの 15 1足の足指の全部の用を廃したもの 16 生殖器に著しい障害を残すもの 17 外貌に相当程度の醜状を残すもの
第10級	270	<ol style="list-style-type: none"> 1 一眼の視力が0.1以下になったもの 2 正面視で複視を残すもの 3 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの 4 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 5 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 6 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 7 1手の母指又は母指以外の2の手指の用を廃したもの 8 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの 9 1足の第一の足指又は他の4の足指を失ったもの 10 1上肢の三大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの 11 1下肢の三大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの
第11級	200	<ol style="list-style-type: none"> 1 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 4 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 5 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解する

		<p>ことができない程度になったもの</p> <p>6 1 耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>7 脊柱に変形を残すもの</p> <p>8 1 手の示指, 中指又は環指を失ったもの</p> <p>9 1 足の第一の足指を含み2以上の足指の用を廃したものの</p> <p>10 胸腹部臓器の機能に障害を残し労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</p>
第12級	140	<p>1 1 眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</p> <p>2 1 眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>3 7 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>4 1 耳の耳殻の大部分を欠損したもの</p> <p>5 鎖骨, 胸骨, 肋骨, 肩胛骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの</p> <p>6 1 上肢の三大関節中の1関節の機能に障害を残すもの</p> <p>7 1 下肢の三大関節中の1関節の機能に障害を残すもの</p> <p>8 長管骨に変形を残すもの</p> <p>9 1 手の小指を失ったもの</p> <p>10 1 手の示指, 中指又は環指の用を廃したもの</p> <p>11 1 足の第二の足指を失ったもの, 第二の足指を含み2の足指を失ったもの又は第三の足指以下の3の足指を失ったもの</p> <p>12 1 足の第一の足指又は他の4の足指の用を廃したものの</p> <p>13 局部に頑固な神経症状を残すもの</p> <p>14 外貌に醜状を残すもの</p>
第13級	90	<p>1 1 眼の視力が0.6以下になったもの</p> <p>2 正面視以外で複視を残すもの</p> <p>3 1 眼に半盲症, 視野狭窄又は視野変状を残すもの</p> <p>4 両眼のまぶたの一部に欠損を残し, 又はまつげはげを残すもの</p> <p>5 5 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>6 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの</p> <p>7 1 手の小指の用を廃したもの</p> <p>8 1 手の母指の指骨の一部を失ったもの</p> <p>9 1 下肢を1センチメートル以上短縮したもの</p> <p>10 1 足の第三の足指以下の1又は2の足指を失ったものの</p> <p>11 1 足の第二の足指の用を廃したもの, 第二の足指を含み2の足指の用を廃したもの又は第三の足指以下の3の足指の用を廃したもの</p>
第14級	50	<p>1 1 眼のまぶたの一部に欠損を残し, 又はまつげはげを残すもの</p>

- | | |
|--|---|
| | <ol style="list-style-type: none">2 3 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの3 1 耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの4 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの5 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの6 1 手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの7 1 手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの8 1 足の第三の足指以下の1又は2の足指の用を廃したもの9 局部に神経症状を残すもの |
|--|---|

〇〇〇〇第〇〇〇号
〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇矯正管区長 殿

〇〇少年院長 〇〇〇〇

死亡手当金支給報告書

1 死亡者の氏名等

- (1) 氏名・性別
- (2) 生年月日
- (3) 入院年月日
- (4) 本籍

2 死亡の起因等

3 死亡手当金の支給を受ける者の身分関係

- (1) 氏名
- (2) 死亡者との続柄
- (3) 住所

4 支給額

〇〇〇〇第〇〇〇号
〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇矯正管区長 殿

〇〇少年院長 〇〇〇〇

障害手当金(特別手当金)支給額認可申請書

- 1 障害が残った者(障害が残る可能性がある者)の氏名等
 - (1) 氏名・性別
 - (2) 生年月日
 - (3) 入院年月日
 - (4) 出院予定(見込み)年月日

- 2 負傷又は傷病の起因等

- 3 症状が固定したと診断された日(見込まれる日)

- 4 障害の程度 ※ 在院者の死亡手当金等に関する訓令別表に定める等級及び障害の程度を記載

- 5 支給額

- 6 その他 ※ 一部及び全部を支給しない場合には、その理由等を記載